



第3回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議録

会 長	事務局長	室 長	事 務 局
			 

会議場所	尾三消防本部庁舎3階 講堂		
会議日時	平成28年12月19日(月) 午後3時00分から午後4時00分まで		
出席者数	12名		
出席者	会 長	み よ し 市 長	小 野 田 賢 治
	副 会 長	豊 明 市 長	小 浮 正 典
	副 会 長	長 久 手 市 長	吉 田 一 平
	会長補佐	日 進 市 長	萩 野 幸 三
	会長補佐	東 郷 町 長	川 瀬 雅 喜
	委 員	み よ し 市 議 会 議 長	近 藤 鋼 男
	委 員	日 進 市 議 会 議 長	永 野 雅 則
	委 員	東 郷 町 議 会 議 長	箕 浦 克 巳
	委 員	豊 明 市 議 会 議 長	月 岡 修 一
	委 員	長 久 手 市 議 会 議 長	伊 藤 祐 司
	委 員	尾三消防組合議会議長	山 内 勝 利
	参 与	愛知県防災局消防保安課長	村 上 倫 正
欠席者	なし		
構成市町で同席した者の職・氏名	み よ し 市 総 務 部 長	伊 藤 欽 治	
	みよし市総務部防災安全課長	廣 瀬 邦 仁	
	日 進 市 総 務 部 長	須 崎 賢 司	
	日進市総務部危機管理課長	西 尾 茂	

	東 郷 町 参 事	柳 澤 康 行	(愛知県から派遣)
	東 郷 町 総 務 部 長	野々山睦憲	
	東郷町総務部安全安心課長	磯 村 達 己	
	豊 明 市 消 防 長	土 屋 正 典	
	豊明市消防本部消防総務課長	稲 垣 聡	
	長 久 手 市 参 事	平 野 泰 久	(愛知県から派遣)
	長 久 手 市 消 防 長	吉 田 弘 美	
	長 久 手 市 消 防 次 長	加 藤 龍 寿	
	長久手市消防本部総務課長	出 口 史 朗	
尾三消防本部 で出席した者の 職・氏名	消 防 長	安 藤 吉 伸	
	書 記 長	村 瀬 周 孝	
	会 計 管 理 者	野々山 尚	
	次 長	柴 田 達 哉	
	次 長	松 田 一	
	総 務 課 長	石 川 敦 司	
	総 務 課 専 門 監	伊豆原正人	
事務局で出席 した者の職・ 氏名	尾 三 消 防 本 部 参 事	光 岡 秀 次	(事務局長)
	総務課消防広域化推進室室長	酒 井 雄 二	
	総務課消防広域化推進室	和 藤 健	(豊明市派遣)
	総務課消防広域化推進室	鈴 木 隆 宏	(長久手市派遣)
会 議 録 署名委員	長久手市議会議長 伊 藤 祐 司		
	尾三消防組合議会議長 山 内 勝 利		
傍聴人	1 名		

会議に付した協議事項及び結果

協議事項	内 容	結 果
協議第4号	「勤務形態及び勤務時間」について	原 案 可 決
協議第5号	「任用」について	原 案 可 決
協議第6号	「消防水利」について	原 案 可 決
協議第7号	「災害対策本部との連携」について	原 案 可 決

会議に付した報告事項及び結果

報告事項

- (1) 協議調整事項番号4「組合・消防本部の名称」検討結果について

総務部会及び幹事会における検討結果について報告

- (2) 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会第2回消防部会検討調整結果について

全項目承認

- (3) 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会第2回総務部会検討調整結果について

全項目承認

- (4) 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会第2回財政部会検討調整結果について

全項目承認

15時00分 開会

【みよし市長】 あいさつ

本日は、第3回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会にお集まりいただき、ありがとうございます。

さて、各分科会員・専門部会員につきましては、消防広域化に向けまして、通常業務との並行作業となり、大変ご苦勞をおかけしますが、皆様のご協力のもと、より良い方向に向かっていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

また、本日は協議事項4件、報告事項4件が提出されております。活発な議論をしていただきますようお願いし、会議時間も限られておりますので、簡単ではありますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。

15時01分 開議

【事務局】

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会規約第8条第2項の規定により、会長を議長といたします。それでは議長、議事の進行をお願いいたします。

【議長】

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議運営規程第4条第2項の規定により、議長から会議録署名委員を指名いたします。長久手市議会議長伊藤祐司委員、尾三消防組合議会議長山内勝利委員、以上お二人を本会議の会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。それでは、進めさせていただきます。

協議事項（1）協議第4号 協議調整事項番号13「勤務形態及び勤務時間」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

本日の事務局説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、協議事項（1）協議第4号、協議調整事項番号13「勤務形態及び勤務時間」について、説明いたします。資料No.1をご覧ください。

「勤務形態及び勤務時間」につきましては、現在の尾三消防組合の例に統合する。なお、勤務形態及び時間は次のとおりとする。毎日勤務者は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分勤務とする。交替制勤務者は、勤務・非番・週休を繰り返す単純3交替制とし、勤務時間は、午前8時30分から翌日の午前8時30分までの1勤務あたり15時間30分とする。勤務形態につきましては、各消防本部ともに3交替制勤務となります。その中で、尾三消防本部及び3消防本部で共同

運用しています消防指令センターで実施しています、当務・非番・週休を繰り返す、単純3交替制勤務とすることといたしました。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議事項（１）協議第４号、協議調整事項番号１３「勤務形態及び勤務時間」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全委員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議事項（１）協議第４号、協議調整事項番号１３「勤務形態及び勤務時間」については原案のとおり決定しました。続きまして、協議事項（２）協議第５号、協議調整事項番号２２「任用」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議事項（２）協議第５号、協議調整事項番号２２「任用」につきまして説明いたします。資料No.2をご覧ください。

現在の豊明市及び長久手市の職員は、一旦退職手続のうえ、新組織の職員として任用する。なお、勤務継続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。尾三消防組合職員の身分は継続となりますが、豊明市及び長久手市の消防職員は、一旦退職し、新たな組織で採用することになりますので、不利益が生じないように勤務継続年数等は引き継ぐものです。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【山内委員】

確認ですが、豊明市、長久手市の職員のみなさんは、一旦退職ということになるということですが、この場合の退職諸手当の関係はどういうふうに扱われるのか、それ

から職能力的なものはどのように判断されるのかが聞きたいです。

【議長】

事務局どうですか。

【事務局】

お答えします。現在加入しております退職組合の方は、全て同じ組織になりますので、身分は、一旦、市の職員を退職する形になりますが、新しい組織として採用しまして、全てに関して継続という形になりますので、不利益の生じることは一切ないと考えております。

【議長】

よろしいですか。

【山内委員】

支給はされないということですね。

【事務局】

はい。支給はされません。

【議長】

ほかにどうでしょうか。

【長久手市長】

毎日ご苦勞様でございます。また、こういった手続きも大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

私が、ここでお聞きしたいというか、私が、サラリーマン上がりですからこんなことを言うかも知れませんが、一緒に全員退職してもういっぺん一緒になると。要は、豊明と長久手が退職されて、尾三消防にそのまま入れて、そうするとそこに、イメージ的に違うかも知れませんが、イメージ的に吸収合併になるんですね。そういうことではないと思いますので、一斉に全部退職されて一緒になるというようなことは、お考えになったり、ケースとして考えはなかったのでしょうか。

これは、私どもは、後から仲間に入れてくださいとやったわけですから、そういうことを行うということはどうかわかりませんが、これから、1足す2は、多分3にもなり4にもなり5にもなるということを考えると、そういうこともあるのじゃないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

【議長】

はい。事務局お願いします。

【事務局】

広域化の方式のところで、現尾三消防組合の構成市町に豊明市及び長久手市が新たに加わる方式とするという形に決定されております。従って、現尾三消防組合は、解散するという手続きは行いませんので、新たに豊明市と長久手市の職員の方が、各市を退職されて新しい組織で採用するという形となります。事務の手続きは、市町村課に確認した時には、当然、解散するという方法もあると聞いておりますが、そうすると、事務的に大変な手続き、事務量になるということを伺っておりますので、一番速やかに新しい組合に移行できます、現尾三消防組合の中に新たに2つが加わっていただきまして、その中で、両市の消防に関する職員は、一度退職していただいて新しい組織で任用し、身分等もすべて引き継いで、損のない形で取り扱っていくという形になりました。

【議長】

はい。どうぞ。

【長久手市長】

おっしゃる通り、事務がたいへんなことになるから、そういう方向で行くということとはわかりました。

あとは、先ほど言いましたように、それは事務的なことであって、考え方としては、一緒にやっていくという、吸収ではなくて一緒に前を向いてやっていくということで理解してよろしいですね。

【事務局】

はい。そのとおりです。

【議長】

よろしいでしょうか。

【長久手市長】

はい。

【議長】

ほかにどうでしょうか。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、ご質問は、無いようですので、協議事項（２）協議第５号、協議調整事項番号２２「任用」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

全員のご承認をいただき、ありがとうございます。これによりまして、協議事項（２）協議第５号 協議調整事項番号２２「任用」については原案のとおり決定しました。つづきまして、協議事項（３）協議第６号 協議調整事項番号３０「消防水利」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議事項（３）協議第６号、協議調整事項番号３０「消防水利」について説明いたします。資料No.3をご覧ください。水利事務については、構成市町の所管とする。豊明市及び長久手市については、水利事務を市役所防災部局が初めて取り扱うこととなるため、連携を図ることとする。なお、連携の方法につきましては、今後検討することとなります。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございます。このことについて、ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議事項（３）協議第６号、協議調整事項番号３０「消防水利」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議事項（３）協議第６号、協議調整事項番号３０「消防水利」につきましては、原案のとおり決定しました。つづきまして、協議事項（４）協議第７号、協議調整事項番号３７「災害対策本部との連携」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議事項（４）協議第７号、協議調整事項番号３７「災害対策本部との連携」について説明いたします。資料No.４をご覧ください。

現在の尾三消防組合の体制に統合し、各市町の災害対策本部設置時に消防連絡員を派遣し、各地域防災計画等に基づいた協力連携体制を構築する。なお、災害の規模等により臨機応変に対応できるよう検討する。現在、尾三消防本部では、各市町に災害対策本部が設置されますと、各消防署予防課職員を連絡員としまして派遣しています。広域化後は豊明市及び長久手市につきましても、各所属から職員を派遣し、連携を密にするものです。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議事項（４）協議第７号、協議調整事項番号３７「災害対策本部との連携」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議事項（４）協議第７号 協議調整事項番号３７「災害対策本部との連携」につきましては、原案のとおり決定しました。

【議長】

協議事項はすべて終了いたしました。報告事項に移ります。

報告事項（１）協議調整事項番号４「組合・消防本部の名称」検討結果について 事務局説明をお願いします。

【事務局】

報告事項（１）協議調整事項番号４「組合・消防本部の名称」検討結果につきまして報告いたします。９ページ資料№５をご覧ください。

１１月２１日に開催されました幹事会における協議検討結果となります。

「組合・消防本部の名称」につきましては、総務部会及び幹事会で協議を重ね、１１月２１日に開催いたしました幹事会では、総務部会から提出されました各市町の意見を取りまとめた資料を基に協議をいたしました。

組合の名称を「尾三消防組合」とし、消防本部の名称を「尾三消防本部」又は「尾三消防局」とした場合、組合の名称を「愛知中部消防組合」とし、消防本部の名称を「愛知中部消防本部」又は「愛知中部消防局」とした場合のメリット・デメリットに対する各市町の意見及び移行経費等を基に検討しましたが、調整が整わなかったため継続協議となりました。

この後につきましては、他の重要な調整事項を優先して協議を進め、「組合・消防本部の名称」は、最終的に協議会で決定していただくことで意見の統一がなされました。一枚おめくりください。Ａ３横長資料の説明を簡単にいたします。

消防組合の名称を「尾三消防組合」とした場合、消防本部の名称を「尾三消防本部」とした場合と「尾三消防局」とした場合のメリット・デメリット等に対する構成市町の意見及びそれぞれに対する必要な手続き、移行経費等が記載してあります。

裏面をお開きください。消防組合の名称を「愛知中部消防組合」とした場合、消防本部の名称を「愛知中部消防本部」とした場合と「愛知中部消防局」とした場合のメリット・デメリット等に対する構成市町の意見及び移行経費を表面と同様にまとめてあります。

こちらの資料につきましては、１１月２１日に開催の幹事会に提出いたしました資料と同じ内容になります。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項ではございますが、この件につきまして、ご意見等がございましたら、お願いします。

【東郷町長】

この件について、意見を言う前に、ちょっとお尋ねしたいですが、事務局たいへん日ごろから膨大な検討、調整事項について、これ进行处理していただいていることについては、感謝を申し上げたいと思います。先ほど来、協議調整事項をいくつかおっしゃっておりますが、一体いくつあって、いくつ解決しているかをお聞きしたいと思います。

【議長】

事務局お願いします。

【事務局】

はい。全協議項目で128項目ございます。その中で、報告、決定されたものが、45になります。協議会で決定していただくものが、全40項目ございます。そのうち本日承認いただきましたので、40分の7項目が決定されております。

【議長】

よろしいですか。

【東郷町長】

はい。今教えていただいた数字が多いか少ないかという議論は別にしまして、私の個人的な考え方ですが、若干遅れているんじゃないかな。非常に日にちはタイトな状況の中で進んでいると思っておりまして、できることならもう少し早めていただいた方がいいんじゃないかということが前提でご意見を申し上げたいと思います。

名称の変更というのは、市町村合併の中で一番大きな課題になるというふうに思うんですね。他の協議事項がほぼまとまっても最終的に名称を変更するという。これがまとまらずにご破算になったという自治体の事例は山のようにあるわけでありす。その中で、非常にタイトなスケジュールの中で、こういう、組合、消防本部の名称を一番最後の文末に最終的に協議会で決定していただくことに決まった。と書かれていますね。協議会というのは、合併するまでの委員会だと私は認識しています。これが、30年4月1日に新しくスタートすると、この尾三消防の組合議会が、新たに編成されるわけです。それが発足しますと協議会は消滅するというのが多分ルールだと思っています。ということは、協議会は、30年4月1日までにこの名称を決めるというふうに読み取れるんですね。これは甚だ無理があるというふうに思っています。名称というたいへん重要な案件については、新しくスタートした中で、新しい議会が発足するわけですから、その議会と管理者、副管理者がよく検討を重ねて新しい良い名称を選んで決定し、それを構成市町と議会でお諮りするという手順、これは、長大な労力と時間があると思うんですよ。自分のところの議会でもまとまらないという現実があるんですね。そういう中で、5市町の議会が足並をそろえるには、30年4月いっぱいかかると思うんです。そこで合意形成を図ってですね1年ぐらいで結論が出るというような名前では、私は、いかんと思うんですね。ですから、しっかりと審議会で揉んでいただいて冒頭に長久手市長さんからお話がありました、身分についていかがというお話があります、尾三消防だけが、身分が変わらずにいいじゃないか。というような議論もきっとでてきますよ。そうしたら、一緒になって新しい名称を全職員が納得されて決定されていくべき案件ではないかなと思うんですね。ですから、私

の意見であります。最終的にこの協議会ではなくて、新しい組合がスタートした後
に決定をするというぐらいに表現を変えていただきたいなと、その方が先ほどおっし
やいました128の案件を協議していくうえで、たいへん良いことではないかな。一
番重いのが最後まで取り残されていくというのは、甚だ心配なんですね。ですから、
皆さん方のご意見をお伺いすればいいんですが、この名称については、最後というよ
りも、新しくスタートした組合の最初の課題として取り組んでいただいた方がいいと
いう意見を申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございました。確認ですけれども、そうしますと、30年4月1日以降に
決定すると。こういうことですか。

【東郷町長】

はい。まずは、皆さん方仲良く前を向いてよーいどんでスタートして、その後、自
分たちの組合ですから、意見を出し合っていただければ良いんじゃないですかね。そ
うすると、身分処遇についても職員間でしっかり議論していただければいいわけです
から、やはり、当事者の皆さん方全員がとりあえずスタートするまでは、一時名称に
ついては、棚上げをするという、こういうふうが良いと思います。名称を決めるのは、
たいへん難しいと私は思っているものですから。もし、皆さん方の意見がありました
らお伺いしたいと思います。

【議長】

たいへんありがとうございました。それでは、みなさんの意見を聞いてから、事務
局にそのあと、提案、変更なら変更、あるいは、このままならこのままということで
お話しただけですか。みなさんどうでしょうか。今の案ですと、30年4月スター
トの後の議会で揉んでいただくという案でございますが、どうですか。

【豊明市長】

よろしいですか。本市は異論ないですけれども、この4市1町の中でこの名称につ
いてこだわりを持っていらっしゃる自治体さんがいらっしゃるのであれば、やはり、
これを30年4月1日以前に議論をした方が、国からの広域にかかわる補助金の関係
が、スムーズに国から補助金の下りてくるのかなと思います。そのあたりを確認して
おく必要があると思います。

【議長】

各市町でこだわりがある。それから、書類を国へ出した場合の名称等についての何
か書類上の問題もあるというあたりですね。ほかにどうでしょうか。

【日進市長】

名称は、合併当初は、どちらにしても決めなくてははいけませんね。だから、早く決められるのならできるだけ早く決めていくということではないでしょうか。

難しい問題ほど先送りしたらそれで解決までにかかりますので、精力的にやると、難しい課題から取り組むと。それが一番いいと思いますし、余談ですが給料体系ひとつをとってもどうするんだという問題は山ほどあります。難しい課題を列記して、もし、難しい課題が解決できなければ、合併できないわけですから、難しい問題を先に抽出し本当に合意できるかどうか、これは合意です。さきほど話がありました4市1町が、手続き上は、先ほど言った一番簡略の方法をとって、尾三は残し、豊明と長久手が退職してというのは、便宜上の話であって、基本的な精神は、4市1町が力を合わせて消防力を強化していくということが大事なんで、課題があつたとすれば、課題を避けてはだめで、精力的にやってほしいと思いますし、そこで、くどいように言いますよ、これが整わなければ何の意味もないわけですから、整わないのにやれることだけどんどんやっておいて、最後の2つか3つで滞って、これが延びたり、できなかったのをやめますよ。なんてことがあつたら、これこそみっともない話なので、課題を先に出して、課題を先に解決して、易しいのはあとに残す。そんなつもりでやりましょう。

【議長】

どうぞ。

【東郷町長】

今の日進市長の意見で、難しいのは先に解決すべきだということで、その解決がスケジュール上、タイトでできないと思ってるんですね。ですから、難しいからじゃなくて協議会という意味をご理解いただきたい。協議会は、3月31日までしか機能しないですね法律的に、ですから、それまでにそこで決定をしなかったら、それで、ご破算になる可能性が非常に強い。それまでに、他の調整事項が全部済んでしまっても、これが終わらない限り、こういうふうに決めておくと協議会で名称変更が決まらなと書類が出せないわけですよ。だから、とりあえずは、尾三消防本部という名前があつて、そこにご参加いただくわけでありますから、尾三消防本部の名前で書類を出せば、補助金は関係ないと思うんだけど違うかね、事務局。

【事務局】

広域化に関する補助制度の資料がございますけれど、こちらのほう各市町あてへの補助金ということですので、組合の名称等については、特に規定はないように思います。

【日進市長】

だから、便宜上の話は、便宜上やっていけばいいわけであって、それでお金がいただけるというなら、尾三消防本部の名前を使ってお金をいただけるまでやりますよ。これだけ周知しておけばどうってことない話なので、いいじゃないですか。でも、決めなければならないことをどんどん奥へ押し込んでいくということはやめて、難しそうな話から片づけていった方が、より効果的だと私は申し上げているだけなんで、便宜上やらないといけないことは、どんどん便宜上やっていきましょう。

いやいや、合併は難しいですよ。たまに聞くけど、はっきり言って給料の問題ひとつとって、退職してくる人をおのずとどうやって迎え入れるかという、我々が思っているものと皆さん方が思っていることは、違うんだから。それをどうやって形にしていくか、事務作業としては、たいへんだと思います。今まで、同じ走り方をしているんだったら、それをそのまま合わせるだけだから簡単なことですが、やっぱり10年務めた給与体系が違う、尾三の場合、みんな違うといった時に、そりゃ高い方に全部合わせればいいんじゃないかという単純な話じゃないと思います。ここでこそどういう正論を出して、どういう体系にしていくかということを含めて決めていかないと長く持たないと思うんです。この組合が、手当が一番いい、給料も一番高いところに全部水準を合わせたら、住民だって怒りますよ。負担金が増えるわけだから。こういうことをやらないと合併は難しいんじゃないかと最近つくづく思っていますので、作業はたいへんだし、もう一つ言いますよ、これ消防だけでやってもしょうがない話です。これは行政のそれぞれの課題ですから、行政の職員が積極的に参加して、その方式を見つけていかないと。リーダーシップは事務局がやっていただければいいんですが、作業は各市町の責任者がしっかりと出てきて責任を果たしていただかないと決まりませんよ。事務局に任せておいて、4市1町にいいでしょうかと、こんな話をしていたらなかなか進まないと思います。極論を言いましたが、事務局たいへんですが、うちの職員も各市町の職員も積極的に引っ張り出して、しっかりと協議をする。分科会等ができているんだけど、親分がいないんだ。誰が結論を出すんだ。そのことを、しっかりと結論を出せる部長なら部長を、我々市長なら市長、副市長なら副市長、管理者なら管理者、ことあるごとに出て片付けましょう。進みません、これは。

名称の問題くらいひとつ片付かんようでは、何も片付かん。名称を使うか使わないかということは、今言われたように使うときは、その時だよというのが正しいと思うし、でも、決めないといけないことは決めておかないといけないし、今まで決めたことも明日に使うわけではないし、発足した時に使う材料を今決めているので、まあ、そういうふうに難しいので、行政もみんな消防の事務局にぶつけていただければ、解決しないかと、私は、いつも思っていますから、名前ぐらいは我々で決めましょう。

【議長】

ありがとうございました。はいどうぞ。

【長久手市長】

今、日進市長がおっしゃることは、よくわかります。一生懸命事務局は、やっていた。この前、こちらで言っていたのは、ここにやってもらうのではなくて、全部ここから出て行って一緒にやって事務局をやらないと、結局ここで作ったやつをやっているだけになっちゃうから、ここが3人出れば、こっちも3人出て一緒にやれと言っていた。おっしゃるとおり、一緒にやって必要があれば、私も出して一緒にやっていく。そういう上で入っていかないと、先ほど、私が言ったように、いついつに吸収合併じゃないということを言っていては、いけないわけですから、一緒に参加してもらってやっていただきたい。そのうえで決めるものは、もう一辺やっていただきたい。

【議長】

ほかどうですか。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

よろしいでしょうか。参加の仕方はちょっと置いておきまして、内容は2つと思うんですけども、いつまでに決めるかということを明確にするか、平成30年4月1日以降に決めるか、この2つのどちらかではないかなと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

【山内委員】

これ議題で、今日、決を採るということで進められているんですね。

【議長】

いえ。事務局説明をしてください。今日、決を採るかという質問に対して。

【事務局】

今日、各首長さんからご意見をいただきました。ここで決を採ることは、少し時間的に早いような気がしますので、意見する場ということで、ご意見をいただくという形で納めていただきたいと思います。

【議長】

決議事項ではなく報告事項ですので、ここで、決は採らないものですから、ご意見をいただくということなんですけれども、2つ、今の話だと、いつまでに決を採るか、または、平成30年4月1日以降か、これは明確にしておかないとまずいなということは、思っているのですが、どうですか。

みなさんの意見をいただきたいですが、これは、決議事項ではありませんが、どちらかに手をあげていただきたいと思いますが。

【事務局】

参考までに申し上げますと、当然、広域化の前には、県へ許可申請を出させていただくという事情がございます。それを私ども、10月くらいを予定しています。当然名称を使うにつきましては、新しい消防組合の規約を各議会に議決をしていただく必要がございます。それから逆算しますと、9月議会に上げていただいてご決定をいただければと考えておりますので、名称を間に合わせるということであれば、夏ごろまでには名称が決まらなと、議会の方への規約提出が難しいのではないかと考えております。

【議長】

事務局としては、9月議会の前に、この中で決めたいと。こういうことですが、よろしいですか。

【委員】

<異議なしの声。>

【議長】

そういうことで、進めさせていただくということで了解を得たということでお願いします。よろしいでしょうか。この件については。

【伊藤委員】

議長。

【議長】

どうぞ。

【伊藤委員】

最初に報告があった文書の中で、まず、調整が整わなかったので幹事会で継続協議となりました。と言われたんですけど、どの部分が調整が整わなかったのか、メリッ

ト・デメリットということをお互いが出して、一つも協議が整わなかったのか、どの部分、どの項目が争点になって継続協議という形となったのか、これだけではよくわからないので、そこを解決するためにお話を聞かないと。

【議長】

説明が足りないということですね。

【伊藤委員】

それで、協議会で決定してくれといっても全然訳が分からない話で、逆にこういう言い方ではなくて、幹事会でしっかり決めて、この場に上げてきていただきなと思います。

【事務局】

協議の内容としましては、まず、名称を尾三から変えるのか、変えないのか。そして、変える場合は、たまたま構成市町が同じでございます愛知中部を使うのか、全く新しい名前を使った名前にするかという協議から始まっております。11月21日の幹事会の前に11月14日に第2回の総務部会でこの件について協議をいたしました。11月14日の総務部会の中では、先ほどお話ししました、全く新しい名前についても協議をしていただきました。その中で、新しい名前に関しては、特段の提案等もございませんでしたので、総務部会では尾三、愛知中部以外の新しい名称にする提案は削除になりまして、幹事会では、名前を変えない、尾三を継承したパターンと名前を変えて愛知中部を使うパターンについて協議をしていただいたものです。

【議長】

よろしいですか。

【伊藤委員】

その場でどういうことを言われたのかとか、一人だけが反対したのかとか、どういう手続きを踏まれたのか、それとも、今、名前のことといわれておるんですけども、メリット・デメリットを出し合って、そのの部分について、一つずつ、たとえば、愛知中部を使うなら、これだけの費用が掛かり過ぎちゃうので、これだったらダメという意見が出たのか、両方の資料が出ているだけで、費用については、どういう協議がされたのか、どういう意見が出たのかその辺ですね。移行経費はこういうこと、メリット・デメリットについて書いてはあるんですけども、それについて、お互いぶつけ合って、何か調整しようという意見が出たのか、ということがお聞きしたいのです。

【議長】

どうですか。

【事務局】

幹事会で、各市町の副市長、副町長がメンバーでやっています、幹事会において、まず名前を変えるか、変えないかという話と、愛知中部を使う、その中で、先ほど委員が言われました、移行経費の説明、名前を変えなければ、移行経費の中で名称変更に関するものはかからない。名前を変える場合でも愛知中部消防局とすれば、移行経費の中でも、一番移行経費が掛かるというものの、いろいろな材料を吟味、協議していただきまして、採決というものは、基本的には、全会一致という考えでありますので、お話しの中では、尾三を継承するものと、愛知中部という名称にするもので、挙手をいただきましたが、意見が一本になりませんでしたので、協議会で決めていただく。これ以上、結局、幹事会でも決めきれないという判断の中で、こういう指示をいただきまして協議会で決めていただきたいということで報告をさせていただきます。

【議長】

どうですか。

【伊藤委員】

あまりくどく言いたくないんですけど、実は、今、この協議会だけは、採決で手をあげて挙手でいって、一人でも反対したら全会一致ではないんですけど、その時は、決まらないんですか。協議会は多数決で決めて、幹事会の方は多数決で決めきれないということなんでしょうか。その辺はよくわからないんですけど。

【事務局】

協議会は、規程に書いてありますが、基本的には全会一致というのが原則になっております。その中で、どうしても調整が整わないという場合には、採決をするということになっております。その中で、4分の3以上の賛成をもって決定という形になっております。

【伊藤委員】

幹事会は。

【事務局】

幹事会は、特に規約等の中に採決という手段はないものですから、基本的には、全会一致で協議会へ上げるという方向で決定させていただいています。

【議長】

今のうちに言うことは言ってもらった方がいいんじゃないかな。ただ、これは、報告事項ですので、みなさんのご意見をいただく中で、事務局の提案としては、最終的には、来年の8月までには決定をしておきたいという話ですけど、それに沿ってご意見がありましたら、言っておいていただきたいと思います。

【永野委員】

努力してください。

【近藤委員】

やはり、尾三消防組合という名称を使うと、長久手さん、豊明さんが吸収合併というような感じがしますか。そこを聞きたいですが。私たちは、全然そういう気はないんですけども、もし、そういったことがあるなら、言ってもらってほうが良いような気がするんですが。対等で、消防力の強化ということで一緒になって吸収合併とは思ってないんだけど。

【議長】

ここでは、報告ということでいきますので。ほかに、ご意見はどうでしょうか。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、取りまとめをさせていただくという議長ですので、事務局が申し上げました、8月までには、協議会で決定していきたいといっておりますけども何かありますか、事務局。

【事務局】

名前を決めていただく間に合うスケジュールが、8月頃までということで。

【議長】

決定は、もっと早いですか。

【事務局】

もう一案ありました、広域化後に名称を変えたらどうだということであれば、この件は関係ございませんので、そこだけよろしくお願いします。

【議長】

意見の内容としては、この中で決めていきたいと思いますという案、考え方が多かったように思っておりますので、事務局に振って説明いただいたのが、8月ということで、これは、皆さん了解してみえると思うんだけど、よろしいですか。事務局それでいいですか。

【事務局】

はい。

【議長】

いいですか。皆さんそれでよろしいですか。

【日進市長】

どこで使うかという話で、名前を決めとくなら決めとけばいい。

【議長】

ですから、8月までですが、来月年開けてすぐ決まるかもしれないし、4月に決まるかも、5月、6月かもしれないと思いますので、最終的には、8月ということで、その間に決めていきますよということで、共通理解をいただいたということでよろしいですかね。

【東郷町長】

8月までに決まらなかったら、尾三消防でいけばいいわけで。

【議長】

あ、そうですね。

【東郷町長】

それまでに決まれば、その新しい名称でいけばいい。そこまでに決まらない場合は、協議会で決めるを書いてあるものだから、それは、おかしいのではないか。そうすると、3月に協議会はなくなってしまうわけですから、協議会で決められないではないですか。

【議長】

そうですね。

【東郷町長】

だから、決まれば簡単でいいですよ。決まらなかったら、協議会で決めるという表現はおかしいじゃないかと言っている。

【議長】

わかりました。説明不足でした。私は、8月までに決めればと申し上げましたが、決まらない場合も当然あるということで、そういう場合は、その後、協議して協議会で決めていくということになると思いますけども、最悪の場合は、協議会じゃなくて新たにということもありうるんだよということでよろしいでしょうか。よろしいですか。事務局は。

【事務局】

もし決まらないケースにおきましては、尾三消防組合と言う名称を使わせていただくということで、ご了解がいただけたということで解釈してよろしいでしょうか。

【議長】

よろしいですね。はい。

【委員】

<意見なし>

【事務局】

ありがとうございます。

【議長】

これは、採決ではございませんので、報告事項ですので、ご意見をまとめたという、そういうことです。では、この報告事項は、終わります。

続きまして、報告事項（2）第2回消防部会検討調整結果について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

資料No.6をご覧ください。10月31日に開催されました消防部会で、検討調整されました、指令分科会調整項目3項目、警防分科会調整項目2項目、全5項目の説明をいたします。各項目のみ説明いたします。

指令分科会、項目番号43招集方法、項目番号55通信指令業務、項目番号57福祉部門との連携、警防分科会、項目番号89消防団員、項目番号90各種団体、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。これについて、何かご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし>

【議長】

よろしいですか。では、続きまして、報告事項（３）第２回財政部会検討調整結果について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

報告事項（３）第２回財政部会検討調整結果について、説明いたします。資料No. 7をご覧ください。

１１月９日に開催されました財政部会で、検討調整されました、財務分科会調整項目４項目の説明をいたします。各項目のみ説明いたします。財務分科会、項目番号７０契約事務、項目番号１１１財務会計システム、項目番号１１７高速道路支弁金、高速道路支弁金とは、高速道路等を管理運営する中日本高速道路株式会社による、高速道路上の救急業務を実施する市町村に対する財政措置となります。項目番号１２７使用料、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。これについて、何かご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<異議なし。の声>

【議長】

よろしいですか。では、最後に、報告事項（４）第２回総務部会検討調整結果について事務局説明をお願いします。

【事務局】

報告事項（４）第２回総務部会検討調整結果について説明いたします。資料No. 8をご覧ください。１１月１４日に開催されました総務部会で、検討調整されました、人事・給与分科会調整項目７項目の説明をいたします。各項目のみ説明いたします。

人事・給与分科会、項目番号78休暇残日数の取扱い、項目番号81共済関係団体への加入、82公務災害補償、83消防賞じゅつ金、消防賞じゅつ金とは、消防業務の遂行により、死亡又は障害の状態になった場合に授与されるものでございます。85表彰、87任用、これは臨時職員となります。88生命保険団体契約、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。これについて、どうでしょう、何かご意見はございますか。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

本日の協議事項、報告事項はすべて終了いたしました。最後に、その他で何かありましたらお願いします。

【山内委員】

どこで確認をしようかなという気がしておったのですが、あの、この協議会は、豊明さん、あるいは長久手さんの申し入れによって広域化という形をとっているわけですが、今現在、事務作業は、広域化に向けていろんな検討と調整がされております。たいへんご苦労さまでございます。なかなか、全体の資料が出てこないんで、実は、みよしの広報に、若干この資料が出て、その資料でちょっとお話ししますと、今現在、各消防署の消防職員一人あたりの人口比だとか、一人が担当する面積、この辺でもだいぶ大きな差が出てきている。これを、本当の意味で統合していくというのは、この点の改善が、一番、逆に問題になるんじゃないかな、という気がしております。たまたま、私どものこの2年間、形態は違うんですが、尾三の議員は、広域化の勉強をしまっていました。若干、観点は違いますが、広域化をやってみえるところは、ほとんど、国と県が中心になって、徹底的に指導されて、広域化を進めてきている。それは、背景に、人口の減少化ということがあって、広域化しないと各担当エリアが成り立たない。こういう背景があるわけです。ところが、私どものところは、長久手さんしかり、日進さんしかり、これからまだ人口が増えていく、30万をはるかに超していく規模になってくるんですが、本当にこれが進むことによって、広域化のメリットがあるのかどうか、あるいは、本当に国や県は、私どもをしっかりとバックアップしてもらえだけの体制をとって支援していただいているのか、あくまでも、自分たちで自主的にやりなさいというような格好になっているのが、一番心配ですが、同じ県、広域化の中で、片方はしっかりと力を入れていただいている。私どもは、本当

にどういふふうに県が今、指導していただいているのか、国が、タッチしていただいているか分かりませんが、この辺もしっかり協力してやっていく必要があるんじゃないかなと今そういうふうに思っていますが、一言ご意見として申し上げたく思います。

【議長】

ありがとうございました。ほかにどうでしょうか。

【委員】

<意見なし>

【議長】

よろしいですか。

【委員】

<はい。の声>

【議長】

たいへん、ありがとうございました。議長の方の取り回しが悪くて申し訳ございませんでしたと最後にお詫びをしないといけないなと思って、今、話をさせていただいているところでございます。本日は、出席者皆様のご協力によりまして、意見がたいへん盛り上がり、議事が進行いたしました。今日は、たいへんありがとうございました。ぜひ、こういった意見がですね、出てくるのが、現実につながるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、忌憚のない意見を、今後もいただきたいと思ってお願いを申し上げます。それから、提出されました協議事項につきましては、全会一致で決定していただき、まことにありがとうございました。まだまだ多くの協議調整事項がございますので、今後も当協議会の運営に関しまして格別なる、ご理解及びご協力を賜りますことをお願いいたしまして、閉会のあいさついたします。本日は、ありがとうございました。

午後4時00分 閉会

上記会議録が正確であることを署名する。

平成28年12月19日

会議録署名委員

伊藤 祐司

会議録署名委員

山内 勝利

協議第 4 号

協議調整事項番号 1 3 「勤務形態及び勤務時間」について

現在の尾三消防組合の例に統合する。なお、勤務形態及び時間は次のとおりとする。

毎日勤務者は、平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの 7 時間 4 5 分勤務とする。

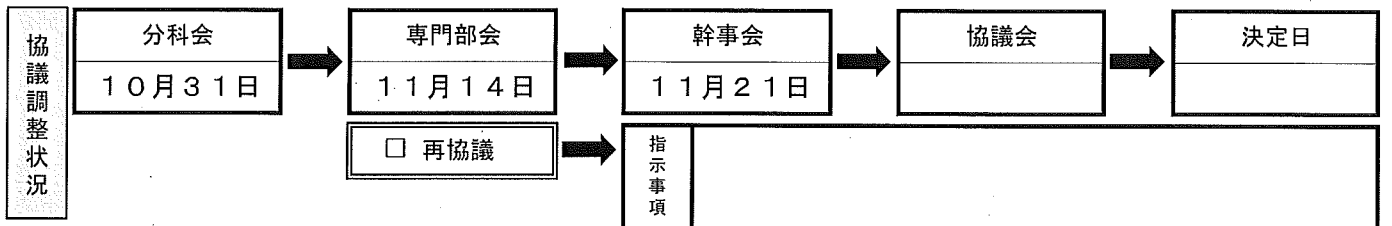
交替制勤務者は、勤務・非番・週休を繰り返す単純 3 交替制とし、勤務時間は、午前 8 時 3 0 分から翌日の午前 8 時 3 0 分までの 1 勤務あたり 1 5 時間 3 0 分とする。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番 号	41
決裁区分	協議会

項目番号	61	協議調整事項番号	13	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	勤務形態及び勤務時間
------	----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	------------

団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	消防総務課	消防本部総務課
担当者職・氏名	主幹 村瀬昭二	課長補佐(企画調整担当) 相木義博	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等	・尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則 ・尾三消防組合勤務計画	・豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・豊明市消防職員の勤務時間等に関する規程	・長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する規則 ・長久手市職員服務規程 ・3部制勤務実施要領 ・警防勤務要綱
関係団体		なし	
平成28年度予算(千円)		なし	
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施
現 状	・毎日勤務＝月曜日から金曜日までの5日間において1日あたり、午前8時30分から午後5時15分までの間に7時間45分の勤務時間を割り振る。 ・変則毎日勤務＝3週間ごとの期間につき平均して1週間あたり38時間45分となるように、15日の勤務日を指定し、1日あたり、午前8時30分から午後5時15分までの間に7時間45分の勤務時間を割り振る。 ・交替制勤務(完全三部制)＝3週間ごとの期間につき平均して1週間あたり38時間45分となるように、15日の勤務日を指定し、勤務時間を割り振る。当務日を7日、非番日を7日及び日勤日を1日割り振る。当務勤務は、午前8時30分から翌日午前8時30分までの間に15時間30分の勤務時間を割り振る。 ・再任用職員＝一週間のうち1日あたり7時間45分の勤務時間を3日間割り振る。	通常勤務(日勤勤務) ・休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。 ・日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。 ・月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間。 交替制勤務(隔日勤務) ・交替制勤務者には、3週間を平均して、週38時間45分となるように15日の勤務日を指定し、当務勤務日7回、非番勤務日7回及び日勤勤務日1回を割り振る。 ・休憩時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間に60分及び午後5時15分から翌日の8時30分までの間に7時間30分とし、その期限内等の割振りは所属長が定める。	・勤務形態(三形態) 毎日勤務(7時間45分) 隔日勤務(15時間30分)※当署 隔日勤務(15時間30分)※指令センター 上記により実施している。
現 状 の 課 題	尾三 なし 豊明 交代性勤務の場合、勤務調整で17時15分まで勤務のものと、18時15分から勤務のものがいる場合、空白の時間が生じる(実際の勤務終了と勤務開始が曖昧である)。最低勤務人員の都合上、勤務時間が終了しても帰られないこともある。 長久手 なし		
検討調整結果	現在の尾三消防組合の例に統合する。 なお、勤務形態及び時間は次のとおりとする。 毎日勤務者は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分勤務とする。 交替制勤務者は、勤務・非番・週休を繰り返す単純3交替制とし、勤務時間は、午前8時30分から翌日の午前8時30分までの1勤務あたり15時間30分とする。		
広域化後の課題	なし		
調整区分	☒ 存続 ☐ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 広域化後に廃止		



協議第 5 号

協議調整事項番号 2 2 「任用」について

現在の豊明市及び長久手市の職員は、一旦退職手続のうえ、新組織の職員として任用する。

なお、勤務継続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番 号	42
決裁区分	協議会

項目番号	73	協議調整事項番号	22	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	任用
------	----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	----

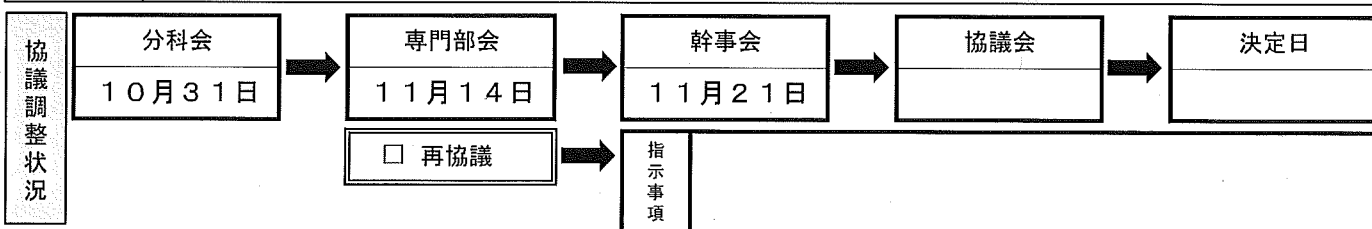
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	行政経営部秘書広報課	消防本部総務課
担当者職・氏名	専門監・伊豆原正人	課長補佐・塚田 力	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等		豊明市職員採用規則	長久手市職員の退職管理に関する規則
関係団体		なし	
平成28年度予算(千円)		なし	
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☐ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☒ その他 ☐ 消防で直接実施
現 状	・職員採用試験(H28年度案内)別紙 ・職員昇任試験(平成27年度職員昇任試験実施要領)別紙	退職辞令を交付する。	上記規定に基づく。

現状の課題	尾三	なし
	豊明	なし
	長久手	なし

検討調整結果	現在の豊明市及び長久手市の職員は、一旦退職手続のうえ、新組織の職員として任用する。 なお、勤務継続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。
--------	---

広域化後の課題	なし
---------	----

調整区分	☒ 存続 ☐ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 広域化後に廃止
------	---



協議第 6 号

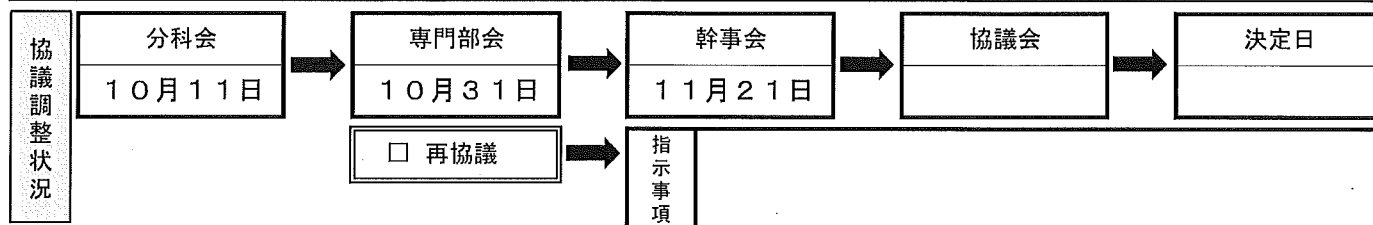
協議調整事項番号 3 0 「消防水利」

水利事務については、構成市町の所管とする。

豊明市及び長久手市については、水利事務を市役所防災部局が初めて取り扱うこととなるため、連携を図ることとする。

番 号	32
決裁区分	協議会

項目番号	109	協議調整事項番号	20	専門部会	消防	分科会	警防	ランク	A	調整項目	消防水利
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)				豊明市				長久手市		
担当課	特別消防隊				消防署				消防第1課		
担当者職・氏名	課長補佐 近藤哲也				署長補佐第1担当 三宅俊章				課長 伊藤 薫		
根拠法令等	指定消防水利については「尾三消防本部指定消防水利規程」				・豊明市消防施設等設置基準 ・豊明市消防施設整備要綱 ・豊明市開発行為等に関する指導要綱 ・豊明市中高層建築物等の建築に関する指導要綱 ・豊明市消防施設整備に係る借地料補助金交付要綱 ・豊明市消防施設整備費補助金交付要綱				・長久手市消防地水利規程 ・長久手市消防地水利事務処理要綱 ・街頭消火器設置に関する要綱		
関係団体	愛知中部水道企業団及び構成市町				愛知中部水道企業団				無		
平成28年度予算(千円)					4,805				3,576(維持管理費)		
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☒ その他 ☐ 消防で直接実施				☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☒ その他 ☐ 消防で直接実施				☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施		
現 状	維持管理は愛知中部水道企業団及び構成市町が行っている。(指定消防水利については「所有者、管理者又は占有者が行うもの」としている。)				上記要綱により消防水利を整備している。 開発行為等に関する設置指導は、市役所担当部局と合同で処理を行っている。 公設の消防水利の維持管理は、消防本部及び愛知中部水道企業団が行っている。 予算内訳(負担金) 消火栓維持管理負担金1,193基 4,780,000 飲料水兼用貯水槽維持管理 25,000 計 4,805,000				調査を2月に1回以上実施。 40㍓消火栓移設要望時、愛知中部水道企業団に情報提供し事務を実施。		
現状の課題	尾三	なし									
	豊明	なし									
	長久手	新規事業(65㍓・40㍓・防火水槽)は消防本部総務課、維持管理事業は消防署となっており、事務分掌の統一化が望ましい。また、40㍓消火栓の設置基準が策定されていない。									
検討調整結果	水利事務については、構成市町の所管とする。 豊明市及び長久手市については、水利事務を市役所防災部局が初めて取り扱うこととなるため、連携を図ることとする。										
広域化後の課題	なし										
調整区分	☒ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に廃止										



協議第 7 号

協議調整事項番号 3.7 「災害対策本部との連携」

現在の尾三消防組合の体制に統合し、各市町の災害対策本部設置時に消防連絡員を派遣し、各地域防災計画等に基づいた協力連携体制を構築する。

なお、災害の規模等により臨機応変に対応できるよう検討する。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番 号	35
決裁区分	協議会

項目番号	123	協議調整事項番号	37	専門部会	消防	分科会	警防	ランク	A	調整項目	災害対策本部との連携
------	-----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	------------

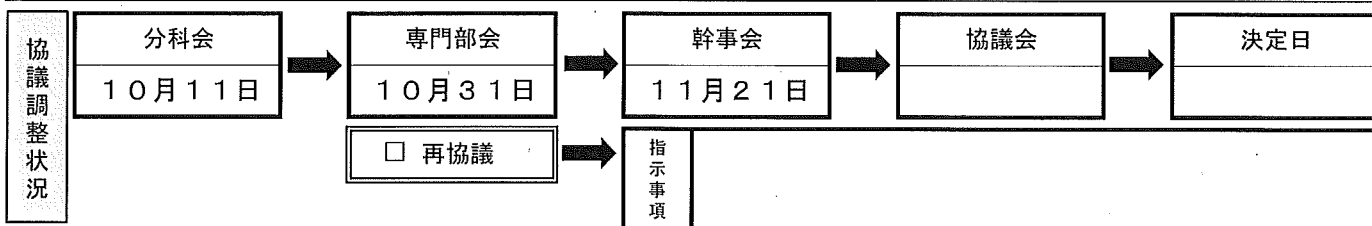
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	特別消防隊	消防署	消防第1課
担当者職・氏名	課長補佐 近藤哲也	署長補佐第1担当 三宅俊章	課長 伊藤 薫
根拠法令等	尾三消防本部消防災害対策本部運用要綱(第5条別表第2) 尾三消防本部風水害対策要綱(第11条第1項第2号) 各市町地域防災計画	豊明市災害対策本部条例 豊明市災害対策本部運営要綱	長久手市地域防災計画 長久手市災害対策本部運営要綱
関係団体	日進市 みよし市 東郷町	なし	長久手市役所
平成28年度予算(千円)		なし	
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☐ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施
現 状	各市町災害対策本部設置時に情報連絡員として各署予防課員を派遣し、市町の動向を確認しながら消防本部との連絡、調整を図っている。	豊明市災害対策本部設置時に消防長は本部員として市役所へ出向する。 警戒配備時、消防総務課、消防署、消防団は、警戒消防部として位置づけられる。 非常配備時、消防総務課、消防署、消防団は災害消防部として位置づけられる。	災害対策本部が設置された場合、情報連絡員として総務課長を派遣し、連絡調整を図っている。

現状の課題	尾三	なし
	豊明	なし
	長久手	なし

検討調整結果	現在の尾三消防組合の体制に統合し、各市町の災害対策本部設置時に消防連絡員を派遣し、各地域防災計画等に基づいた協力連携体制を構築する。 なお、災害の規模等により臨機応変に対応できるよう検討する。
--------	---

広域化後の課題	なし
---------	----

調整区分	☒ 存続 ☐ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化後に廃止
------	---



協議調整事項番号4「組合・消防本部の名称」検討結果について

「組合・消防本部の名称」につきましては、総務部会及び幹事会で協議を重ね、11月21日に開催いたしました幹事会では、総務部会から提出されました各市町の意見を取りまとめた資料を基に協議をいたしました。

組合の名称を「尾三消防組合」とし、消防本部の名称を「尾三消防本部」又は「尾三消防局」とした場合、組合の名称を「愛知中部消防組合」とし、消防本部の名称を「愛知中部消防本部」又は「愛知中部消防局」とした場合のメリット・デメリットに対する各市町の意見及び移行経費等を基に検討しましたが、調整が整わなかったため継続協議となりました。

この後につきましては、他の重要な調整事項を優先して協議を進め、「組合・消防本部の名称」は、最終的に協議会で決定していただくことで意見の統一がなされました。

「愛知中部消防組合」の場合

消防本部の名称

「愛知中部消防局」の場合

12

第2回消防部会検討調整結果一覧

指令分科会

番号	項目番号	調整項目	調整結果
26	43	指令) 招集方法	広域化による消防力の強化を踏まえた招集基準の統合を図る。 職員の招集の方法は、メールによる招集連絡を基本とする。
28	55	通信指令業務	現在、消防指令センターが共同で行っている業務内容を継続することを基本とする。 なお、各消防本部が行っている単独業務（気象情報の公開等）について精査する。
29	57	福祉部門との連携	消防指令センターが処理している各市町の福祉サービス（緊急通報サービス、高齢者見守りサービス等）については、現在の連携体制を継続する。

警防分科会

番号	項目番号	調整項目	調整結果
30	89	消防団員	消防団事務については、構成市町が所管とすることとし、団員の身分及び処遇は継続するものとする。訓練等にあつては各消防署が支援することとし、消防団及び構成市町担当部局と連携を密にする。 豊明市及び長久手市については、消防団事務を市役所防災部局が初めて取り扱うこととなるため、連携を図ることとする。
31	90	各種団体	広域化後の関係する各種団体について精査し、負担金額について調整する。また、地域ブロック等の変更、再編等は、各団体事務局と調整し、広域化時に統合する。

第2回財政部会検討調整結果一覧

財務分科会

番号	項目 番号	調整項目	調 整 結 果
37	70	契約事務	広域化による組織規模拡大により契約事務量が増加することから、現尾三消防組合の契約事務の例を基本とし、効果的・効率的な契約事務の執行のため、必要な例規整備及び運用について検討する。
38	111	財務会計システム	現尾三消防組合の財務会計システム（平成31年9月30日までの長期継続契約中）を契約変更し、広域化後も継続使用する。 なお、各組織の予算科目を比較し、必要があれば予算科目の調整を行う。
39	117	高速道路支弁金	消防広域化による管轄区域の統合に伴い、支弁金算定に用いる係数を見直すこととする。 なお、新組織の歳入（諸収入）として取り扱うこととする。 【高速道路支弁金】 高速道路等を管理運営する中日本高速道路株式会社による、高速道路上の救急業務を実施する市町村に対する財政措置
40	127	使用料	行政財産使用料については、現在の尾三消防組合の例を基本とし、広域化時に統一する。 貸付収入（庁舎等賃貸料）については、尾三消防組合のみが長期契約となっていることから、契約方法について広域化後に調整する。 なお、新組織の歳入（諸収入）として取り扱うこととする。

第2回総務部会検討調整結果一覧

人事・給与分科会

番号	項目 番号	調整項目	調 整 結 果
43	78	休暇残日数の取扱い	休暇残日数の取り扱いについては、現在の尾三消防組合の例に統合することとし、広域化時点に繰り越すことができる休暇残日数については、新組織に繰り越すものとする。
44	81	共済関係団体への加入	現在、各構成団体で加入している市町村職員共済組合、退職手当組合を継続し、新組織へ引き継ぐものとする。
45	82	公務災害補償	新組織の議員及びその他の非常勤職員の公務災害補償制度について、尾三消防組合の例に統合する。 ただし、豊明市及び長久手市の消防団員（非常勤職員）に係る公務災害補償は、市消防団担当部局が所管する。
46	83	消防賞じゅつ金	現在の尾三消防組合の例に統合する。 ただし、豊明市及び長久手市の、消防団員に関する消防賞じゅつ金は、市消防団担当部局が所管する。 【消防賞じゅつ金】 消防業務の遂行により、死亡又は障害の状態になった場合に授与されるもの。
47	85	表彰	尾三消防組合の例に統合することとする。 なお、豊明市、長久手市の職員については、永年勤続年数等、表彰該当条件を引き継ぐものとする。
48	87	任用（臨時職員）	新組織職員の配置状況により、広域化後、必要に応じて採用することとする。 なお、定員管理の方向性により臨時職員の必要性が左右されるため、調整区分は「広域化後に再編」とします。
49	88	生命保険団体契約	現在、尾三消防組合、豊明市及び長久手市で取り扱っている生命保険等については、新組織へ引き継ぐことを基本に調整する。